

アワビ・ナマコを取扱う流通事業者の皆様へ 水産流通適正化法がスタートしました！



水産流通適正化法とは・・・

密漁に由来する水産物を排除する仕組みを構築することで、国内において違法に採捕された水産物（アワビ・ナマコ）の流通を防止するものです。

対象事業者の届出



漁業者等



事業者間の情報伝達



仲卸業者
製造業者

取引記録の作成・保存

一般消費者



小売業者
外食業者



○対象事業者の届出

アワビ・ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者※は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、届出を行う必要があります。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- 取り扱う水産物の種類（アワビ・ナマコ）

※消費者にアワビ・ナマコを販売する小売業者等は届出不要です

○事業者間の情報伝達

アワビ・ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、他の取扱事業者にアワビ・ナマコやその加工品を譲渡し又は引渡しをする場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります

- 名称（取引において通常用いている名称）
- 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- 年月日（譲渡し又は引渡しをした年月日）
- 取扱事業者名
- 漁獲番号または荷口番号※

※漁獲番号または荷口番号とは、アワビ・ナマコの取引の際に附番する16桁の番号（届出した際に通知される事業者番号（7桁）＋譲渡しをする年月日（6桁）＋ロットを表す任意の番号（3桁））です。

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△水産 住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000	出荷者	〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 1234567- - -				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

○取引記録の作成・保存

実際の取引において取り交わされる伝票類（請求書・納品書等）を3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問い合わせ先：愛知県農業水産局水産課（052-954-6458）

